解散公告

当社は、平成二十三年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

横浜市都筑区佐江戸町六〇〇番地
株式会社パナソニックビデオカメラ研究所
代表清算人　髙地　栄一

解散公告

当社は、平成二十二年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

横浜市中区本牧和田一二番二二号
株式会社緑進
代表清算人　石田　勝紀

解散公告

当社は、平成二十二年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

富山県砺波市新富町五番五七号
有限会社北日本開発
清算人　鈴見　一男

解散公告

当社は、平成二十二年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

京都市左京区南禅寺福地町八六番地一四
有限会社語心軒事務所
清算人　熊田　隆史

解散公告

当社は、平成二十二年十一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

大阪府堺市南区槇塚台二丁三〇番五号
アジアシステムズ株式会社
代表清算人　田窪　宣彦

解散公告

当社は、平成二十二年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

兵庫県神戸市須磨区車字西ノ鼻一二〇九番地
株式会社粧薬美容研究所
代表清算人　中川　泰孝

解散公告

当組合は、平成二十二年十二月十四日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

鳥取県倉吉市東巌城町一二番地
中部建設協同組合
代表清算人　井木　久博

解散公告

当社は、平成二十二年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

山口県宇部市松島町一七番三号
有限会社ネット・マックス
清算人　三隅　洋一

解散公告

当組合は、平成二十三年一月五日をもって解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

鹿児島県姶良市蒲生町下久徳一七七一番地八
協同組合ケトラファイブ
代表清算人　前泉　正信

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十二年十二月二十二日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

北海道釧路市黒金町七丁目五番地
釧路市土地開発公社
代表清算人　松浦　尊司

解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会の決議及び山形県知事の認可により平成二十二年十一月九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

山形県米沢市門東町三丁目二番四三号
宗教法人西条天満神社
清算人　鈴木　尚武

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月二十五日開催の会員総会にもとづき平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

大阪府豊能郡豊能町光風台六丁目二六番二号
特定非営利活動法人ゆうゆう
代表清算人　原　俊文

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年十二月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

大阪府高槻市大字田能小字スハノ下一一番地
清算法人高槻市樫田土地改良区
清算人代表　石河　末男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年七月二十三日開催の組合員総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

北九州市若松区北浜一丁目九番一号
日立金属労働組合若松支部
清算人　楠田　光好

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年十二月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

札幌市白石区菊水元町七条二丁目三七番地
財団法人菊水元町南福祉会館
代表清算人　大西一二三

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十二年十二月十四日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

埼玉県比企郡滑川町大字福田七五〇番地一
清算法人羽尾北部土地改良区
代表清算人　小澤　利男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月三十一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月六日

東京都中央区日本橋小伝馬町一五番一五号
財団法人全国米穀協会
食糧会館内
代表清算人　木村　良